

ものづくり大学における障がいのある学生に対する支援に関する基本方針

2019年12月

1 目的

この基本指針は、「障害者差別解消法」(平成28年4月施行)及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に伴う対応指針」(平成27年文部科学省告示第180号)に基づき、修学を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 対応方針

(1) 支援体制

障がいのある学生に対し修学上、必要なサポート体制を提供するとともに合理的な配慮の提供に努める。

(2) 施設・設備の整備

それぞれの学生の個性を尊重しつつ、障がいを有する学生の権利利益を侵害することの無いよう、環境整備に努める。

(3) 学内理解の促進及び情報公開

本学の教職員等が障がいに対する理解を深めるよう理解促進に努めるとともに基本方針などを公開する。

3 支援の対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生で、本人が支援を受けることを希望し、かつ本学において支援が必要と認められた学生(入学を希望する相談者本人を含む。)とする。

4 支援の内容

支援については、支援を求める学生などの希望、障がいや疾病の状態などを考慮し、関係部署と協議、連携の上、行うこととする。

(1) 相談への対応

ア 志願者への対応

入試課に相談があった場合には、本学の特長である実技・実務教育と本格的な実験・実習・長期インターンシップについて十分、説明することとする。

障がいの内容及び程度等を確認し、特別な配慮を行う入学試験について検討する。

入試課は当該入学希望者の志望学科の学科長に報告し、学科長は入学後の授業、

特に実験及び実習等の受講における安全面等について検討する。入試課は上記の検討結果を踏まえ、出願について、当該受験者に連絡する。

イ 合格者への対応

合格者が入学手続書類の中で障がい进行明らかにし、支援を受けることを希望した場合、あるいは合格者の中から相談があった場合には、一次的相談窓口は教務課とする。

教務課は相談を受けた学生からの情報などを学科長、学生課に報告する。学科長は入学後の授業、特に実験及び実習等の受講における安全面等について検討し、教務課は、学習支援について、学生課は学生生活について検討する。

ウ 在学生への対応

学生から入学後に障がいを持つことによる修学上の配慮を求められた場合、一次的相談窓口は学生課学生支援係とする。

学生課は相談を受けた学生からの情報などをふれあいルームカウンセラーと担当教員、関係課に提供し必要な支援について検討を行う。

学生課だけでは対応困難な場合には、障がい学生支援連携会議を開催、検討し、適切な対応を行う。

エ その他

相談内容などについては、学生の意向を踏まえ、プライバシーの確保に十分、留意する。

(2) 施設等の整備

キャンパスのバリアフリー化などの環境整備を推進するとともに障がいの状態や環境等の変化に応じ、適宜、見直しに努める。

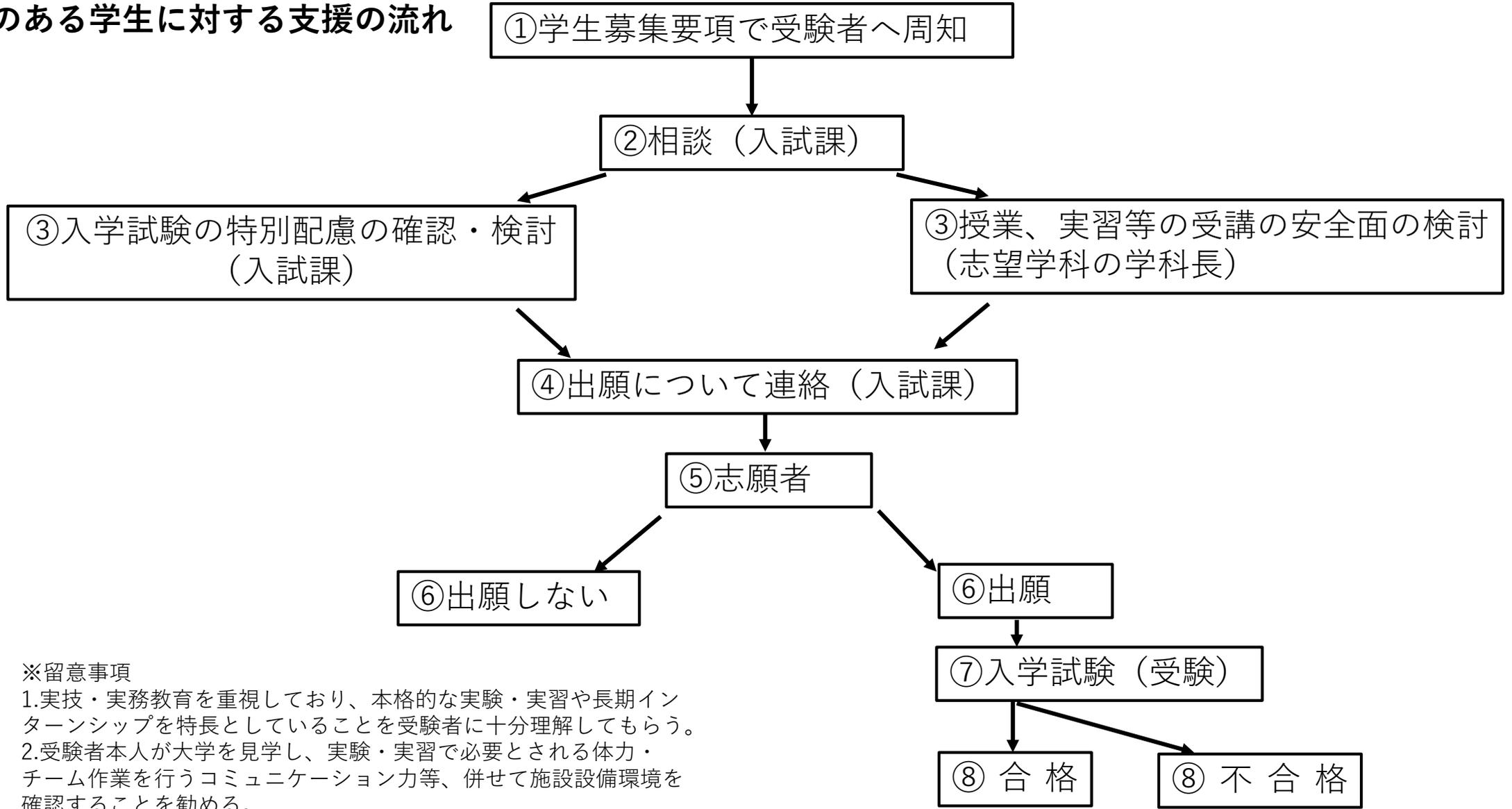
(3) 学内研修

まず当該基本方針について学内の各種委員会、会議などで周知徹底するとともに障がい特性についての理解の促進に努める。

障がいのある学生への修学支援に係る 全体図

		大学	入試課	学生課 学生支援係	学生課 ふれあいルーム	教員	教務課	学生課 就職 インターシップ係	総務課 施設係	総務課 広報地域交流 係	総務課 会計係		
入学まで	オープンキャンパス 入試説明会	障 が い の あ る 学 生 に 対 す る 支 援 に 関 す る 基 本 方 針	相談窓口設置	支援内容の 説明	障 が い の あ る 学 生 対 応 ・ 学 内 連 絡 調 整	相談窓口 対応				HPへの掲載			
	入学試験前		受験上の配慮 に関する相談			受験上の配慮 に関する相談							
	入学試験		受験上の配慮 の実施			受験上の配慮 の実施							
学習支援	合格後					支援内容の 確認		履修科目・支 援内容の確認	入学式における 配慮		関連施設・構内 動線の確認・改 善		施設改善、人 的・物的支援に 係る予算措置
	履修							履修相談	履修における 配慮				
	授業					授業における 配慮		授業における 配慮	授業における 配慮	インターン シップ相談			
学生生活	評価 (試験・レポート等)							評価方法の変更・ 調整内容決定	評価方法の変更・ 調整内容サポート				
	学生生活					寮、課外活動 に関する対応		学生の状況を フォロー			利用施設のフォ ロ-改善・修繕		継続的な支出 への対応
	就職活動							進路相談		キャリアガイダンス 就職相談			
	卒業							卒業式にお ける配慮	卒業式にお ける配慮				

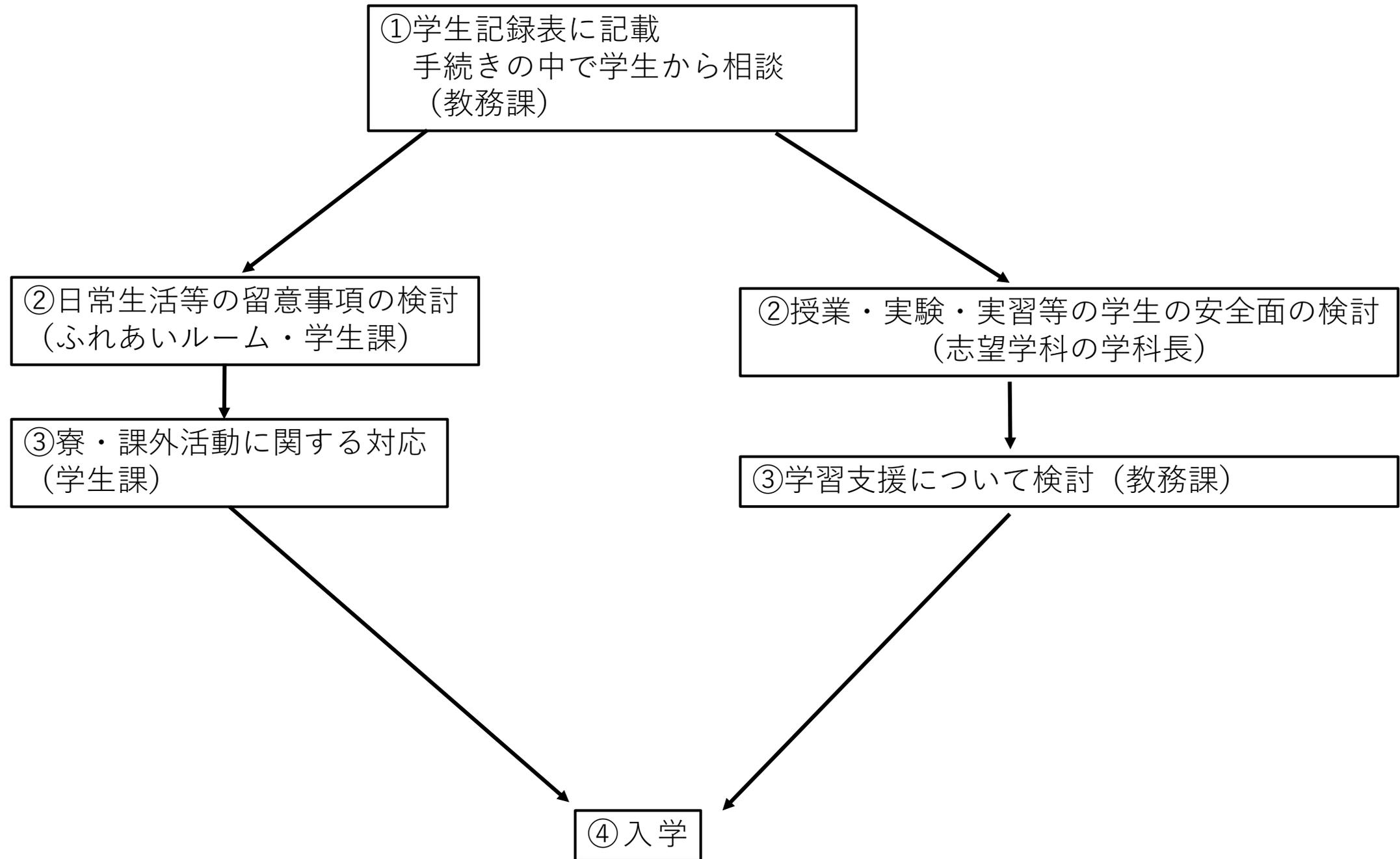
〈志願者への対応〉
障がいのある学生に対する支援の流れ



※留意事項

- 1.実技・実務教育を重視しており、本格的な実験・実習や長期インターンシップを特長としていることを受験者に十分理解してもらう。
- 2.受験者本人が大学を見学し、実験・実習で必要とされる体力・チーム作業を行うコミュニケーション力等、併せて施設設備環境を確認することを勧める。

〈合格者への対応〉 障がいのある学生に対する支援の流れ



〈在学生への対応〉 障がいのある学生に対する支援の流れ

